

つゝ、互記四名を陳名処分に付し、

石橋憲一、加藤勘一

高梨三木、内田 博

田中、三浦及び対派は四名の過連に對し、最早一筆一語も到らざりしは、意見の一致は不可成りあるとの意思を以て對派に對し、固も過連に對する回答を拒絶し、

(四) 十月七日 東京地方聯合会執行委員を任命し、陳名に對する聯合会として之を以て就身、協議し、

(別紙) 別紙

(五) 十月六日 以後に於ける徳子新排解同盟の活動は別紙に

の如くである。

(別紙) (一)

昭和七年十一月七日

全國労働組合同盟

第四回東京地方聯合会執行委員會に付す。付

石橋 博